

令和7年度 伊達市木造住宅耐震診断事業

昭和56年5月31日以前に建築された木造戸建て住宅に対して建築士等を派遣して耐震診断をすることにより、住宅の地震に対する倒壊の程度を確認する事業です。

【事業内容】

現地の耐震診断、診断に基づく結果表・補強計画（図面等）・概算見積書の作成

【対象条件】

- ☐ 伊達市内で、所有者が日常的に居住している戸建て住宅
- ☐ 建築基準法に違反していない住宅
- ☐ 市民税等の市の納付金を滞納していない
- ☐ 過去に「伊達市木造住宅耐震促進事業」、「伊達市安全安心耐震促進事業」、「伊達市木造住宅耐震診断事業」により耐震診断を受けていない住宅
- ☐ 昭和56年5月31日以前に工事着手し、在来軸組工法、伝統的工法、桝組壁工法等による木造3階建て以下の住宅で、昭和56年6月1日以降に増改築、大規模な修繕又は大規模な模様替えを行っていない住宅

※交付決定後、上記条件に反することが確認された場合、要綱第8条に基づき交付取消となります。ご了承ください。

【募集戸数】 3戸（先着順）

【耐震診断負担金】 7,000円（耐震診断後に支払）

【提出書類】

- ☐ 木造住宅耐震診断事業申込書 ※自署の場合は押印省略可
- ☐ 住宅の場所が分かる位置図
- ☐ 現況写真（2方向以上）
- ☐ 平面図（すべての階数） ※紛失等によりお手元に無い場合は、簡易図面（間取りがわかるもの、手書き可）をご提出ください。
- ☐ 固定資産（土地・家屋）課税明細書 または 土地・家屋名寄帳兼課税台帳
※昭和56年新築の場合は次のいずれかを添付
 - ☐ 登記事項証明書 ☐ 建築確認通知書
- ☐ 完納証明書 ※税務収納課または各総合支所で取得

【申請期間】

令和7年8月22日（金）まで

【提出場所】

伊達市役所 建設部 都市政策課 住宅政策係（中央棟2階 12番窓口）
※各総合支所では受付できません。

電話番号：024-573-5620（直通）

受付時間：8:30～12:00、13:00～17:00（土・日・祝日を除く）

【木造住宅耐震化支援事業フロー】

伊達市木造住宅耐震診断事業

STEP1 耐震診断

【耐震診断への支援】

- 市が耐震診断を行う技術者を派遣
- 派遣した技術者により耐震診断を行い、耐震基準を判定



耐震基準を満足しない場合

STEP2 補強設計

- 耐震診断結果とともに、補強内容や概算工事費等を参考に提示します。



伊達市安心耐震サポート事業

STEP3 耐震改修

【一般耐震改修】

- ①診断時に指摘のあった箇所全てを改修

【段階耐震改修】

- ②部分改修（主たる居室のみを補強）
- ③簡易耐震改修（指摘箇所のうち一部分のみ）

【建替え工事】

- ④耐震基準を満たさない木造住宅の建替え

※耐震診断と耐震改修の補助を同一年度内に受けることはできません。